

令和2年度 第2回 八千代市通学区域審議会記録

日 時 令和2年8月28日 17時30分から18時50分
場 所 八千代市教育委員会大会議室
議 題 議事 みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域と今後の対応に
ついて
許可学区について
今後の日程について

公開又は 公開
非公開の別

出席者 <以下敬称略>
村山和一，鷹野元嗣，小竹祐二，江口弘幸，
金子文一，槇 徹，藤原 朗，岡 俊博
事務局 教育次長 嶺岸秀一，教育総務課長 島津俊明，
学務課長 長島秀一，指導課長 高木雅晴，
保健体育課長 加藤英昭
事務局員 瀬口朗子，村瀬正，芳賀岳洋，片桐庸至

傍聴者定員 3名
傍 聴 者 3名

審議会長 本日の審議会は答申に向けての最終的な審議となることから皆さんのご意見をうかがうこととなりますので，どうぞよろしくお願ひいたします。それでは，これより議事に入ります。はじめに，みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域と今後の対応について事務局より説明をお願いします。

事務局員 本日の内容は，はじめにみどりが丘小学校と新木戸小学校通学区域の現状と対応でございます。こちらにつきましては，答申内容の確認ということで，事前資料でお配りしているものを中心に，最終的に教育委員会に提出する答申内容の最終確認ということでお願ひいたします。続きまして2点目といたしましては，継続審議となっている許可学区について，緑が丘西地域のはぐみの杜中学校区の許可学区についての内容になります。3番目といたしましては今後の日程ということで，本審議会や答申の今後についてということで，議事とさせていただきます。

それでは資料2ページから6ページをご覧ください。平成29年度より継続的に審議を行い，昨年令和元年7月に諮問されました八千代市立みどりが丘小学校及び八千代市立新木戸小学校の通学区域の変更についての答申案となっております。また，7，8ページには，今まで審議の際に活用いたしました資料を添付しております。前回，素案という形でご覧いただいているところではございますが，今回は，本市の他の審議会答申の形式等を確認いたしまして，前回と構成が変わっているところがございますの

で、ご承知おきください。内容につきましては、前回いただいたご意見をもとに修正しております。これより、答申案を章立てに沿って読み上げます。ご質問やご意見がありましたら、その都度確認させていただきますので、お声掛けいただけるようお願いいたします。2ページは、答申書の案の鑑文となっておりますので、割愛いたします。3ページをご覧ください。読み上げます。

I はじめに 八千代市立みどりが丘小学校及び八千代市立新木戸小学校の通学区域の変更について。諮問。教学第368号。令和元年7月18日により諮問された以下の内容及び対象となる通学区域について、5回にわたり審議した。

1 内容 八千代市立みどりが丘小学校の大規模化を解消するための通学区域の変更。

2 対象となる主な通学区域 八千代市立みどりが丘小学校及び八千代市立新木戸小学校の通学区域。

3 答申希望時期 令和2年7月上旬。こちらでは、昨年7月の諮問内容を記載しております。

特にご質問はございませんでしょうか。それでは、続けます。

II 答申内容

1 次の区域を八千代市立みどりが丘小学校の通学区域から八千代市立新木戸小学校の通学区域に変更する。緑が丘1丁目、吉橋1058番地4から67まで、並びに緑が丘西1丁目4番地、5番地及び18番地から21番地まで、別紙の斜線①の区域。こちらは6ページに地図がございますので、確認をお願いいたします。

2 次の区域を八千代市立睦小学校の通学区域から八千代市立新木戸小学校の通学区域に、八千代市立睦中学校の通学区域から八千代市立高津中学校の通学区域に変更する。吉橋1083番地1（別紙の斜線②の区域）当初は1のみどりが丘小学校から新木戸小学校への通学区域の変更を審議していただいていたところですが、2については審議の中で判明しました6ページ②の箇所にある低層集合住宅の通学区域の変更となります。経緯についての詳細は、この後のⅢ答申内容に至った審議の経過に記載しておりますので、後ほどご説明いたします。以上、ここでは通学区域の変更対象区域について記載しております。

ご質問やご意見ございますでしょうか。それでは、続けます。

3 施行期日 上記1及び2に記載する通学区域の変更は、令和3年4月1日から施行する。ただし、施行の日において上記1に記載の区域を住所として住民票に記録されている者は八千代市立みどりが丘小学校へ通学することができる。

4 付記。上記1及び2に記載のとおり通学区域を変更した場合であっても、八千代市立みどりが丘小学校は保有する教室数を上回る児童数となるおそれがあるため、同校の増築を含めた教室増の対応を進めること。3

では、これまで委員の皆さんから慎重に審議していただいた通学区域変更に伴う経過措置について、「施行の日において、令和3年4月1日に上記1に記載の区域を住所として住民票に登録されている者は八千代市立みどりが丘小学校へ通学することができる」ということから、現在みどりが丘小学校に通学している児童と変更となる区域に以前からお住いの学齢前児童のみどりが丘小学校入学を可能としてあります。令和3年4月1日に変更対象地域に住んでいる方はみどりが丘小学校に通学ができます。すなわち在校生もこれから入学の子もということになります。ただ4月2日以降に生まれた子については、次の学年ということになりますし、学区が変更された後ということになりますので、その限りではないということとなります。4の付記では、前回の審議会で委員の皆さんからいただいたご意見をもとに記載いたしました。ここまででご質問やご意見はございますでしょうか。

それではⅢ答申内容に至った審議の経過に移ります。1については、資料1ページの「通学区域設定の原則」に基づき審議したとの記載ですので、読み上げは割愛いたします。4ページ2審議経過に移ります。

(1) 現在の八千代市立みどりが丘小学校の通学区域を決定した経緯。八千代市立みどりが丘小学校（以下「みどりが丘小学校」という。）は、西八千代北部特定区画整理事業地、いわゆる「はぐみの杜」における新設校として、また八千代市立新木戸小学校（以下「新木戸小学校」という。）の大規模化を解消するとともに、両校の適正規模化を図り、ゆとりある教育環境の中で新しい教育を推進するため、平成22年4月に開校した。みどりが丘小学校の通学区域は、東葉高速鉄道の線路の北側を中心とする緑が丘1丁目、吉橋の一部、緑が丘西1丁目から8丁目までを指定した。緑が丘1丁目や現在の緑が丘西2丁目に居住する児童の中には、通学距離が長くなるにもかかわらず、みどりが丘小学校への通学に理解と協力をいただいた経緯がある。

ここでは、みどりが丘小学校開校の経緯とそれによって新木戸小学校に通っていた駅北側の児童と保護者の皆さんにご理解とご協力いただいた点を記載しております。よろしいでしょうか。それでは、続けます。

(2) みどりが丘小学校の開校後の緑が丘・緑が丘西地域の状況。開校後、西八千代北部特定区画整理事業地の開発が進み、入居者も増え続けてきた。加えて、八千代緑が丘駅北側の大型集合住宅（マンション）の建設及び入居により、ここ数年、みどりが丘小学校は、児童数が毎年100人前後増える状況となっている。学齢前児童の数からも、みどりが丘小学校の保有する教室数を上回る児童数になることが想定されることから、みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域を審議する必要性が生じた。審議の過程では、みどりが丘小学校と新木戸小学校の学級数推計を踏まえた適正規模、通学距離、通学の安全性、地域のコミュニティなどについて確認した。また、両校の通学区域及び開発状況等を確認するため、現地調査を

2回行った。

ここでは、みどりが丘小学校開校後の経緯として、ここ数年の児童数急増による審議の必要性と審議過程について記載しております。よろしいでしょうか。それでは、続けます。

(3) 通学区域を変更する区域の選定。町丁別の学齢前児童数の推移、みどりが丘小学校開校の経緯、現在の道路・交通事情等を踏まえて、通学区域変更対象区域を緑が丘1丁目及びゴルフ練習場跡地に建設された大型集合住宅を中心とする緑が丘西1丁目の一部地域、吉橋1058番地の一部を選定した。

ここは、地図でご覧の通り、通学区域の変更対象区域になります。緑が丘1丁目に変更となることに伴い、緑が丘1丁目を通らなければ学校に通うことができない区域として吉橋1058番地4から67のファインコート八千代緑が丘自治会の一角も新木戸小学校へ変更することとしました。それでは、続けます。

また、工業専用地域であったが、現在は第1種住居地域である緑が丘1丁目の北側に接している「吉橋1083番地1」の区域については、地域性、通学距離及び通学経路の観点から通学区域を八千代市立睦小学校から新木戸小学校へ変更すべきものと判断した。そして、新木戸小学校の児童は特段の事由がない限り、全員が八千代市立高津中学校（以下「高津中学校」という。）へ進学することに配慮し、中学校の通学区域についても八千代市立睦中学校から高津中学校へ変更すべきものと判断した。こちらも先ほどの吉橋1058番地の一部地域と同様に、概ね緑が丘1丁目を通らねば学校に通うことができないこと、そして平成20年代に工業地域から用途地域がすでに住居地域に変わっております。加えて地域性、通学距離等も勘案しまして、新木戸小学校へ変更としました。また新木戸小学校の児童の進学先公立中学校は高津中学校となっていることから、中学校の就学指定校も高津中学校が望ましいということで、睦中学校から変更としました。

以上、学区変更対象区域の説明でご意見やご質問はございますでしょうか。

審議会長 ありがとうございます。ただいま、みどりが丘小学校と新木戸小学校通学区域の現状と対応ということで答申内容の確認の説明がございました。このことについて何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

審議委員 1点よろしいですか。本審議会のこの答申については、八千代市立みどりが丘小学校と八千代市立新木戸小学校の通学区域の変更という答申になりますが、この答申案の中には今お話あったように、睦中学校から一部高津中学校への学区変更ということが盛り込まれている点についてそれは答申の題目として付記する必要がないかを委員の皆様にお伺いを立てたいと思うのですが、いかがでしょうか。

審議会長 はい、ただいま、小学校の通学区域の変更には、一部中学校が入っている

ことについてご意見が出ました。他の委員の皆様はどうでしょうか。

審議委員 この件について、やはり諮問内容と答申の整合性ということについてはご指摘の通りだと思います。資料3ページのところに先ほど説明していただいた部分で、大きなはじめにのところに諮問内容、それから2番目のところに中学校のくだりについても書いてあります。なので、今のご指摘いただいた部分については、これまでも、多分この通学区域の審議に関しては、当然、小学校の学区変更に伴って中学校の学区も連動的に動かざるをえない部分が出てきているので、今まで事務局でどのように処理をされてきたのか、また、審議会としてどのように答申を入れてきたのかということに則って、今回も進めていくのがよいと思います。そのあたりを事務局で、今までどのように対応してきたのかの例を言っただけだとよいと思います。以上です。

審議会長 事務局どうでしょう。

事務局員 承知いたしました。ご指摘の通り、当初の諮問内容がみどりが丘小学校から新木戸小学校への通学区域の変更という内容でございましたので答申書の諮問という点でもそのように書かせていただいておりますし、はじめにのところについてはそのように記載いたしました。しかし、この審議の経過の中で、この地図上黄色い地域をこのまま見過ごすわけにいかないというように、地域の方からのご意見もありましたし、審議委員の皆様からのご意見をちょうだいしましたので、取り入れたところがございます。そのため、答申内容の2というところで、付け加えさせていただいてるところでございます。ただ、今のご指摘いただいたところについては改めて事務局の方で、過去の例と確認をいたしまして、必要であれば、事務局側でその内容に合わせて概ね、委員の皆様から合意から外れない内容で付け加えるかどうか答申等と照らし合わせて参りたいと思いますがいかがでしょうか。

審議会長 よろしいですか。

審議委員 それで結構です。私が指摘したいのは2ページの答申書の鑑文にあるところを八千代市立みどりが丘小学校及び八千代市立新木戸小学校の通学区域の変更及び睦中学校から高津中学校への一部通学区域の変更についてという一文があれば、整合性が保たれるかと思しますので、修正内容としてはそれぐらいの軽微なものでよろしいのではないかと拝察いたします。以上です。

事務局員 ありがとうございます。諮問に対して答申ということで、その部分の整合性をこちらで確認をしてまいります。ご指摘ありがとうございました。

審議委員 この点については事務局で、過去の事例を踏まえて調整していただくということですが、今回で最終的な審議ということもありますので、決定をするにあたっては最終的に委員の皆さんの合意が必要だと思います。しかし、審議会の回数や日数等も限られていますので、文面の最終決定については本審議会の委員長と副委員長に一任するというところでこの場での確認

できれば、より確実かなと思います、委員の皆さんいかがでしょうか。以上です。

審議会長 ただいま文面の最終決定については、委員長と副委員長に一任という意見がございました。もし、他の委員の皆さんもそういうご意見であれば、事務局でまとめたことについて私と副委員長で閲覧させていただいて答申をするということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

審議委員 はい、それをお願いします。

審議会長 はい。それではそういうことでお願いいたしたいと思います。続いてお願いいたします。

事務局員 それでは、続けます。

(4) 対象者 みどりが丘小学校において特に増加が著しい年齢層は学齢前児童である推計から、新たに入学する者を対象とし、既在児童は、児童間の交友関係の継続に配慮し、希望しない場合は、対象としないこととした。加えて、学齢前児童についても、兄弟関係や住民となった年月日に応じた経過措置の必要性を審議し、施行の日において変更となる通学区域内の住民である場合は、みどりが丘小学校に通学する選択を可能とした。ここについては、先ほども述べましたように、今までの委員の皆さんの審議によって、8ページにあります就学指定校変更の許可事由との整合性や小学校にあがっていない児童数が増加しており、在校生においては学級数に大きな影響を与えないということから通学区域が変更となってもそのままみどりが丘小学校に通い続けられるようにしたこと。そして、現在お住いの学齢前のお子さんは経過措置として保護者の申し出があればみどりが丘小学校の入学を認め、学区変更後に転居をなさってくる方は新木戸小学校を指定するという一方で、同じ区域からなるべく同じ学校に通うようにしたいという委員の皆さんのご意見と保護者のご意見を包括する内容にすることができたと思います。ありがとうございました。この点についてご質問やご意見ございますでしょうか。

それでは、これで最後となります。

IV おわりに。八千代市教育委員会から、みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域の変更について諮問を受け、1年余り審議を重ねてきた。今後、この答申に対する決定を行い、通学区域が変更される地域の住民並びにみどりが丘小学校及び新木戸小学校の関係者にこの変更が受け入れられるように教育委員会の一層の努力を願うものである。

以上でございます。審議員の皆様、平成29年の協議開始から足掛け4年間、審議をいただきありがとうございました。以上の点で付け加えることなどございますでしょうか。

審議会長 この答申に向けてのこれまでの部分で何か付け加えることがありましたらお願いいたします。

審議委員 少し戻りますが、(4)対象者のところで、伝え忘れた点がありますのでお願いします。3行目の終わりに希望しない場合は対象としないことと

したというのは、ないないの言い回しがわかりにくいと感じました。要するにこれは在校生は結局残れるということをお願いしたいと思うのですがもうちょっとわかりやすい表現ってないのかなと思っています。すぐ言えないのですが、配慮し、何々を、が、抜けてるからだと思うので、例えば残りたいことを希望する場合は残れる。そのあたりの言い回しをもう少し優しくした方がわかりやすいかなと個人的には思いました。委員の皆さんはどう感じたのかを確認していただいて、特にないないで異論がなければそれでもいいですし、ちょっとわかりにくいということであれば少し調整していただいた方が、市民の方には、明確に伝わるんじゃないかなと思いました。以上です。

審議会長 はい。ありがとうございます。ただいま対象者についてのことでご意見がございましたが、他の委員の皆さんはいかがでしょう。国語の先生がいたら、文言的には一番いいかなと。文面の内容は変わらないと思いますので、答申までにはもう少し変わるということで事務局に一任してよろしいですか。

審議委員 はい。それをお願いします。

審議会長 はい。そういうことでお願いいたします。ご意見本当にありがとうございます。他に何かご意見ございますか。ないようですので、それでは答申に向けての議題は以上というようになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせてさせていただきます。

事務局員 では、続いて、許可学区についての議事に移ります。こちらは、はぐみの杜中学校校区についてでございます。継続審議となっております資料9ページ、八千代市公立学校許可学区一覧の7番。はぐみの杜中学校通学区域です。概要については前回の審議会でも説明しておりますので、本日はスライドを確認しながら、審議いただきたいと考えております。こちら、左側のスライドは、平成24年1月の航空写真であります。右側が開発当時の学区の境目で、こちらの、地図でいいますと、赤い線の引かれた北側が陸中学校、南側が高津中学校ということ、平成26年4月より、施行したというところでございます。

このようにまだ造成も十分ではない状態のときに決めたものでありました。大きくしますとこのような状況です。そのため、みどりが丘小学校の概ね北側の通学区域を陸中学校に指定したものの、許可学区として「開発が進み、生徒の通学における安全が確認されるまで」という内容で高津中学校への入学を認めている経緯があります。このように舗装が十分でなかったということでございます。右側のスライドは現在インターネット上に公開されている航空写真です。建物の状況を見ると1、2年前のものと推察されますが、みどりが丘小学校北側の住宅が増えてきております。実際に行くともっと多くの住宅が立ち並んでいることと思います。また、こちらのスライドの地域は、昨年度から委員になられた皆様と一緒に通った道

ですが、緑が丘西8丁目から睦中学校へ向かう道路状況となります。このように、県道までしっかりと舗装されております。昨年度の審議会において、慎重な審議が必要ということから当初、昨年度末としていた許可期間を少なくとも1年延長することとなりました。付記には、さらに、本審議会の審議経過をもとに、教育長が定めるいずれか遅い日ということになっておりますので、そのような含みを持たせて許可学区として、新たに指定し直しているというところでございます。

また、前回もご紹介いたしました、昨年度の小学校の学区の説明会でありましたが、中学校についても非常に地域の皆様、また保護者の皆様から関心が高い内容です。もちろんこの地域に中学校をというご意見もありましたが、それ以外にこの通学区審議会に関わる内容で言いますと、この付記にありました、安全という定義はどういうことか。そして、審議委員にも実際に現地を見てもらうべきだというような意見報告がございました。加えてこの地域については、選択可能としての中学校区であってもいいのではないかとというような要望書をいただいたこともございます。前回もお伝えしておりますが、今の中学校1年生、昨年度卒業生については、概ね半分ずつぐらいみどりが丘小学校から睦中、高津中それぞれを選んでいるという経緯がございます。

そこで今回、皆様にご審議いただきたい内容でございますが、ここの赤い部分、当該許可学区の期限を令和3年3月31日としますと現在のみどりが丘小学校の6年生のおおむね小学校より北側のお子さんはずべて睦中を指定することになります。高津中学校を選べなくなるということです。本審議会が決めると今の6年生から皆さん睦中ということになります。しかし、令和3年3月31日か、本審議会の審議経過をもとに教育長が定めるいずれか遅い日ということになっておりますので、審議を丁寧に進めていくということを踏まえて延長という選択肢もあるのかもしれない。ただ、令和3年3月31日までにするのか、それともその先にするのかという点を今回この審議会を決めておかなければなりません。なぜなら、6年生の保護者の方から、すでに中学校はどちらになるんですかというご質問をいただいております。次回の審議会を待ってしまいますと中学校の説明会が間近になってしまいますし、卒業や進学に向けて非常に不安な点を残してしまいます。以上のことから再審議としまして、1の次の通りの日付でいくのか、それとも、やはりもう少し、審議を延長していく必要があるのかということについて、ご意見をいただきたいところでございます。以上です。

審議会長 ただいま事務局より提案がありましたこの許可学区に関して、来年の3月31日までにするのか、あるいはまだ審議が必要なために審議を延長するのかというようなことで委員の皆さんのご意見をうかがいたいという提案でございます。皆さんのご意見をお聞かせいただければというふうに思いますが、どうでしょうか。

- 審議委員 この許可学区の子たちが陸中に通うとなった時に、距離的には高津中に通うより陸中に通う方が距離が短いのでしょうか。
- 事務局員 おっしゃる通りです。
- 審議委員 わかりました。ありがとうございます。
- 事務局員 過去の資料で確認したところ、地図上のこのあたりが陸中と高津中の通学距離がちょうど同じくらいで、2.5km前後とのことでした。
- 審議委員 現在、高津中学校はこの許可学区のお子さんたちについて自転車通学を許可していると聞いていますが、令和3年3月31日までとした場合、許可学区内の生徒はもう高津中学校に来ないということになるのですね。
- 事務局員 すでに在籍されてる生徒については、引き続きそのまま通えるというように許可期間が卒業までとなっております。今の6年生よりも小さいお子さんが高津中学校を選ぶことができなくなるということでございます。これは①の許可期間を今年度末とした場合を選ばれるとそのようなことになるということでございます。
- 審議委員 通学の利便性という点でどちらが近いのかという単純な質問をさせていただきただけなのですが、わかりやすい説明で理解できました。
- 審議委員 許可学区から高津中学校へ自転車で通学する生徒の通学路を確認すると八千代緑が丘駅前を通り、国道296号を渡り、そして団地の中に入っていきます。中学校の職員も下校時に、要所要所に立つのですが、生徒数が非常に多いので、やはり歩道に生徒がたくさん通ります。そこに自転車の生徒が通過します。さらに、自転車の生徒は駅前を通り家に帰っていきます。私も通学について確認していますが、車の往来も多いし、危険を感じることもあります。これが大きな課題と感じています。
- 審議会長 安全性を考えたご意見でした。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
- 審議委員 今の意見だと高津中学校に自転車で通うのに課題があることはわかりましたが、陸中中学校に通う場合は安全ということでしょうか。
- 審議会長 陸中中学校へ向かう方は田舎ですから、あまり人は歩いてはいないと思います。しかし、交通量は多いですね。特に、緑が丘西地域の道路が整備されたので最近は交通量も増えていきますよね。
- 審議委員 自転車は歩道を走ってはいけないわけじゃないですが、走ったとしても歩行者優先ですよ。歩道を走る場合は、八千代緑が丘周辺は自転車も歩道を走れるような標識があるかと思います。だけど、歩行者を邪魔しちゃいけないということは変わりませんね。そういった場合に対して中学生の危機管理能力では、事故が起こる可能性があるということでしょうか。
- 審議委員 事故が起こるかどうかというよりは、心配があるということです。
- 審議委員 ありがとうございます。どのような点が危ないのかということを確認したかったものです。
- 事務局員 ありがとうございます。自転車通学についての話題となり、少し論点がずれてるようなところがあるので、整理させていただきます。まず自転車

通学に関しては、教育委員会ではなく、学校が各々で最終的に判断しているものであります。加えて、ここの許可学区については、先ほどの経緯をもう一度確認いたしますと、現在の緑が丘西地域について、睦中学校への通学の安全性について当時は心配があったということで、高津中学校も選べるようにしてきたというところがあります。確かに、これまで道路が整備されてきているところは皆様も確認されていますが、先ほどの説明会等で安全の定義はどうかというご意見も頂戴しています。その点も踏まえてこのままここで判断するかどうかっていうことについても考えていただきたいです。この件に関しては、当初睦中学校へ通うのが安全上厳しいところもあるので、高津中学校を認めていきたいと思いますという内容なので、さきほど話題に上がりました高津中学校の自転車通学についての点は、また少し別の話になるかと思えます。そのためその点は少し分けて議論していただきたいと思えます。

この緑が丘西地域の方々が、さきほどお伝えしたようなご意見をお持ちいただいている中で、今年度末までとして、これから先、睦中学校にされるのか、それとも、もう少し慎重な審議が必要なのかというところのご決断をいただきたいと思えます。

加えまして資料10ページに今後の生徒数の推移をお付けしたところがございます。ここは通学の安全というところから少しずれてしまうところではあります。今後の高津中学校と睦中学校の生徒数を考えたときに、睦中学校区域が非常に増えてきているというところがあります。しかしながら睦中学校は、保有教室数が最大で7学級というところがございます。学年で2クラスを超えてしまうと大変厳しい状況で、敷地に関しても大変難しいところがございます。高津中学校については、今のところの推計でございますと、仮に弾力的運用をしたとしても30クラス弱までかというところがございます。

もちろん、これまで審議の経過の中で本市の社会増、いわゆる転入の傾向としましては、小学校に入学する前の学齢前児童が引っ越してきて成長していくことが多いようです。そうすると大型集合住宅の建設によって中学生が一気に増えるというよりも、今、小学校のお子さんが徐々に中学校に向けて増えてくる。また、学齢前のお子さんが、小学校へ入学し、5年10年経過していった時にまた増えてくるといった傾向があるようです。この点を踏まえてこの学区内の人口、児童数を見たときに、一番右側の睦中というところで73人睦中学校の学区に今お住まいなんです、そのうち緑が丘西の許可学区内に当たるところにお住まいのお子さんの数はここで書いてある13名ということでございます。それが、前回は説明をいたしました。低学年になると急激に増えてきて、今回睦中の推計を出すにあたっては、許可学区の件があって、就学率が約6割ということになっておりますが、これが今後、全部睦中学校に進学してしまった時、今回の審議でせつかく睦中学校へ進学していただいたのに、今度は教室が足

りなくなるから再度学区の変更を検討する必要があるなんてことは避けていきたいです。地域の方へなるべくご不便をかけないようにするとこれから先のことも考えて審議していただく必要がございます。

第一にこれまでも話題になりました安全というものを本審議会でのどのように地域の皆さんに説明していくかという点があります。加えて、さきほど委員の皆様からご意見をいただいた自転車通学についての点がございません。さらに、もう1点新たな問題といたしまして、ただいまご説明いたしました今後の生徒数の推移を踏まえたうえでの審議が必要となっております。

以上の点を総合的に鑑みまして、本日、1のように今の6年生から睦中学校に進学していただくという決断にするのか、それとも、もう少し時間をかけて、考えていくのかということをもまず決めていただきたいと思います。そうしないと、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、今の6年生の保護者と子供たちがより不安になってしまうと思うのです。長くなりましたが、改めましてよろしく願いいたします。

審議委員 2点確認させてください。1つ目が選択肢の1にあります令和3年3月31日までと期限を決めた理由は何ですか。それから2つ目は、今回選択肢2を選んだ場合、今後、審議会の審議内容、諮問されるのかどうかわからないんですけども、今日は時間も限られていますし、この地域の現状も見えていないので、私も正直判断がつかないので、とりあえず2を選んだ場合は1のように期限は決めないで、とりあえずもう1年は最低延びますといった感じにとらえておけばいいのか。その2点が気になりましたので、教えていただければと思います。

事務局員 まず1点目の、こちら1年間の部分ですが、当初は平成26年4月から6年間とするということになっておりまして、5年経過した時点で、審議会で審議するというような付記となっております。それで5年経過した6年目が昨年度でございました。昨年度、この審議会において、少なくとも1年間、もしくはそれ以上様子を見なければならぬということで、令和3年3月31日、または、審議会の審議結果をもとに教育長が定めるいずれか遅い日までということで、まずは1年間ですけども、毎回毎回この付記を今日定例の教育委員会に議案として1年更新をしていくというわけではなく、ある程度含みを持たせておけるような形にさせていただいたというところがございます。

審議委員 そうすると、来年度中学校へ入学する子供たちのこともあって、1を選ぶか、2は選ぶか決めておかなければならないけれども、私個人的にはまだ状況もよくわからないし、睦中学校の教室数の問題もある。加えて十分審議する時間もない。という状況であれば、2を選ぶしかないのかと考えますが、そのあたり他の委員さんのご意見もいただければなと思います。

審議会会長 ただいま、委員の方からご指摘があったようにですね、2番を選んで、これから審議が必要ではないかというご意見がございましたが、他の委員

の皆さんどうでしょうか。はいどうぞ。

審議委員 まず、賛成というか、今の安全性ということで言えば担保はとれたので要するに、道路区画整理が終わりましたので、当初想定していた未舗装などが解決し、ある一定の安全性が取れました。通学区間には中間距離なのでいいでしょう。しかし、今までも話題になっていたように新たな安全性の課題が出てきている。加えて、睦中学校については、教室数の問題が新たに考えられるから、選択のままでいいのかということについても今後の審議が必要なのではないかと思います。今回の小学校の変更で行った新木戸小、みどりが丘小のように許可にはある程度の期間が必要ですよね。今みんなが睦中学校に行ってしまうは大変厳しいですよ。地域の方々の意見もあると思いますので、今すぐには分からない点があるから2の審議延長でよろしいのかなと思います。

審議会長 それでは、この緑が丘地域、緑が丘西地域であるみどりが丘小学校の通学区域、そして新木戸小学校の通学区域は住宅等も非常に増えておりますし、道路の事情も大きく変化しましたので、まず、次回の審議会のために通学の安全面と地域の実情を委員の皆さんに一度現地を視察をしていただいて、それから審議会に臨むというようなことで提案をさせていただきたいと思います。次回の審議会までに現地の調査をしながら、そしてなおかつ、この審議を延長していくことにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

審議委員 異議なし。

事務局 審議延長及び現地視察の件、承知いたしました。審議延長につきまして事務局として心配な点がございます。中学校進学に向けて、小学校では夏休み前から進学席調査を行っております。昨年度、この許可学区の再審議の際は、許可期間を延長を判断したのが10月の審議会でした。そのため、説明会や学務課へのご意見の中で皆様から非常に厳しいご意見も含め、たくさんの問い合わせをいただいております。今年度もすでにそういった連絡をいただいております。毎年の審議ということになると、そういう状況が繰り返され、いつも6年になると不安を抱えることとなってしまいます。委員の皆様、その点はいかがでしょう。

審議会長 1年間だと厳しいかな。

審議委員 よろしいですか。実は私はこの1年でいいのか、2年でいいのかという判断を個人的には少し難しいと思っております。なので、この付記に頼るわけではないですが、また教育長に押し付けるわけでもないのですが、教育委員会教育長が定める日を1つの目標にさせていただくということでは、いかがでしょうか。例えば、教育長が1年後に決めるとおっしゃるか、いや2年、3年ぐらい必要とみるかその状況をみてこの審議会で議論を深めていくのがいいのではないかと思います。

審議会長 先ほどお話があった進路調査といった関係から可能ですか。

事務局員 今のご意見に関しては、期間を今ここで決めるのは非常に厳しい点があるというところがございますので、1年ということで、もし仮に1年となった場合、結果として、もう、次年度が始まる頃には周知をしなければならないと考えております。そうすると、今年度あと2回ありますが、本当にその2回で足りるのかというところもありますので、そういった部分では、委員がご心配されたように、少なくとももう1年にあった方が安心なのかもしれません。

審議会長 なるほど。審議の内容によって今すぐに期間を決めるのは難しい点がありますね。そうすると、教育長の判断だけに任せるっていうのも、審議会としては少し無責任な感じもしますが、他の皆さんはいかがでしょうか。

審議委員 審議する回数の問題、あと通学区域審議会は、全市的な審議をしているので、今後、他にも審議するものがあれば、当然そちらにも時間が割かれていくことが考えられますので、あと回数が何回設けられるのかっていうことを事務局で今後の見通しを持っていただいて検討するのはいかがでしょうか。今回のみどりが丘小学校の通学区域の変更であったり、はぐみの杜中学校区の許可学区であったり、変更と通学の安全は一緒に考えていかないと地域の方や保護者の方もなかなか理解していただけないと思います。なので、それ相応の時間はかかると思います。さきほどの高津中学校への通学が安全なのか危険なのか、睦中学校への通学が安全なのか危険なのかということも完全に判断することはなかなか難しいですが、妥当な点を審議会としても見極めないと、いつまで経っても決めることができないと思います。とはいえ、軽く考えることはできませんので、例えば、1年だと私は難しいと感じています。だから、教育長に一任と言ったのですが、一任は無責任という意見もありましたので、本審議会として、例えば、おおよその目安で3年くらい延長してもいいのかなとも思います。もちろん、学級数の問題で大きな問題が出ないことを前提としますが、まずは延長して、保護者と子供たちにしばらくは大丈夫だという安心感を与えた上で、きちっとした結論を審議していくことをこの場で確認すればいいのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。

審議委員 緑が丘西地域は、まだ開発の段階と個人的には思っております。その他にも睦中学校付近には、住所はわかりませんが、新しい住宅があって新築住宅が結構な数で立ち並び、小さいお子さんも見かけるっていうところがあります。睦中学校の通学区域に、睦地区内でも新しい住宅が建ち始めている。そして緑が丘西地域はまだ人口が増える可能性が非常にある。今何%ぐらい増え、居住しているかわかりませんが、進行段階の中で、決めることは課題が多いと感じています。なので、やはり人の流入についてどこの時点になったら落ち着いてくるのかという点も判断材料となると思いますので、今後はそのような情報も踏まえた審議をする必要があると思います。

事務局員 委員の皆様のご意見から、慎重な審議が必要なことから審議の延長が望

ましいということでもとまってきましたが、期間について判断材料が十分でないということをしていただきました。そのため、期間についてはこれから何年先になるのか、まずはこの後の審議会の中で、現地視察等を踏まえ、審議いただくというような形で進めていくのはいかがでしょうか。

審議会長 そうですね。私もそれがいいかなと思うんですが、委員の皆さんは、どうですか。はいどうぞ。

審議委員 論点を明らかにしたいのですが、あくまでも今回は許可学区を来年の3月31日で終了とするか、そうでないかという話でしたよね。それで、延長しようとなりました。そして今は許可期間をどこまで認めるかという話という理解をしていますが、いいですか。許可学区ですから、言ってみれば、別に、2年、3年と区切らなくても、場合によっては5年とか大きく伸ばしても、実質的には、大きな影響はないのかなと個人的には思っています。その間に、しっかりと審議をして、明確に学区の線引というのを明らかにしていけばいいのではないのでしょうか。それまでは、移行措置という形での意味での許可学区ではないかなという理解をしておりますので、延長については、これはまた、今事務局がおっしゃったように1年先か2年先かというようなことも含めてこれからの審議事項になっていくのかと思いますので、そこは少し流動的に、判断をしてもよろしいのかなと思います。

審議会長 はい。最終的にはそういったことになろうかと思えます。要は学校に収容できるかできないかの問題で、それを決めなきゃなりませんから。そういったことで、住宅事情がどのように変わってくるかわからないのですが、それによって、至急、この審議会を開かなきゃならないというようなことも出てくる可能性はあると思えます。そういったことで事務局に審議会の日程等もこれから決めていただくというようなことにさせていただきたいと思えます。

事務局員 ありがとうございます。当面いつまで延長するかということで1年では短いということは皆さんからはご確認が取れたところでございますのでその点を踏まえまして、今いただいた2年なのか3年なのか、当然その間に、この内容について継続的に審議をいただいて、またその都度、この許可学区を許可する状態にして、先ほど委員からもありましたように、許可学区なわけですから、許可をしてどちらも選べる地域として、置いておくのか、それともその部分は、少し、いつまでの期限にしようかという案が出るのか。はたまたここで区切りましようっていうのが出るのか、そういったところを継続的に審議をしていただきたいと考えております。先ほど見ていただいた通り、睦中学校の収容のお子さんの数もあるということですので、そういった部分も、本来の許可していただいた事由等は、少しずつ来ておりますが、とはいえ、また学区の変更、一度変わったところをまた変わっていただくということは、なるべくしたくないところがありますので、今のところは許可できる学区として、当面、継続していくと

ということで、こちらについての慎重かつ丁寧な審議をよろしく願いいたします。

では、今後の日程ということでございますが、まずは、答申について、この後、会長及び副会長に、最終確認をした上で、答申を、定例教育委員会に出しまして、それが定例教育委員会の中で、実際の通学区域の決定というような形をとるかと思えます。その後10月をめどに通学区域の変更について、周知をしてまいりたいと思えます。みどりが丘小学校は10月下旬、新木戸小学校は11月中旬に就学時健康診断がございますので、ここで昨年同様、私ども学務課がまいりまして、この経緯及び経過措置等について説明を行うところでございます。また地域に対しても、前回と同様に回覧をいたします。加えて本市の広報でも周知してまいります。令和3年4月から実際の通学区域の変更となります。

本年度は、通学区域の答申ということもありまして、例年2、3回のところ、4回を予定しておりますので、引き続きこの許可学区並びに全市的に必要なところを改めて確認をしてまいりたいと考えております。通学区域について今後はこの中学校区の問題になるかと思えます。先ほど会長や委員の皆様からもありました通り、一度現地視察を予定いたしまして、地域の状況だったり、今の交通事情であったりを皆様の目でよく確認をして参りたいと思っております。こちら日程がまだ決まっておはりませんが、事前にお知らせいたしますので、是非ともご参会のほどよろしくお願いいたします。今後の日程については以上となります。

審議会長 それでは、他に事務局や教育委員会から何か報告等ございましたら、お願いします。はい、どうぞ。

事務局員 その他といたしまして、学校適正配置検討委員会の活動について報告いたします。阿蘇米本地域義務教育学校設立準備委員会につきましては、8月20日に報道発表をさせていただきまして、広く市民の方に、設立準備委員会が動き出したということをお伝えさせていただきました。7月31日に第1回設立準備委員会を開催いたしまして、保護者、地域の代表、学校関係者を含め46名委員を委嘱させていただき、委員の互選により、元自治会長を務められました綿貫哲夫氏を委員長として動き始めました。

設立準備委員会は、大きく4つの部会に分かれておりまして、学校経営部会、教育環境整備部会、通学安全部会、保護者地域連携部会、4つの部会を組んで、保護者地域の皆様のご意見を伺いながら、今年度6回、来年度9回の会議を通して、義務教育学校設立に向けて準備をして参ります。また今後の動きにつきましては、教育委員会ホームページや広報やちよ、設立準備委員会だよりの回覧等を通して、お伝えさせていただきます。

審議会長 はい。ありがとうございました。以上で、本日の審議内容をすべて終了いたしました。今後も、先ほど意見がたくさん出ておりましたが、このみどりが丘小学校、新木戸小学校の通学区域の変更とそれから睦中学校の通学区域の通学路の問題から今後は中学校の通学区域にも向けての審議が中

心になろうかと思います。また通知が行きましたら、委員の皆さんのご出席をお願いしたいというふうに思います。

この本日の審議をいたしました答申案については、9月になりましたら教育長へ提出をさせていただくこととさせていただきます。次回、皆様にご報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の審議内容すべて終了いたしましたので、本日の審議会はこれにて終了といたします。ありがとうございました。